

宿舎の損傷又は汚損の確認・申出書

【ご注意】入居後、直ちに室内を見回して、損傷又は汚損がないかご確認のうえ、損傷等がありましたら、後日の退去時のトラブルを防止するため、入居後 10 日以内（10 日目が土、日、祝祭日の場合は翌日）に、管理人に本確認・申出書を提出してください。

なお、特に損傷等がなければ、本確認・申出書を提出していただくなくても結構です。

また、損傷等の修繕については、入居者の方に自費で修繕していただく場合もありますので、ご承知おきください。（くわしくは、管理人にお尋ねください。）

1. 氏名： _____

2. 連絡先電話番号（ _____ ） 自宅不在時（ _____ ）

3. 宿舎名・棟番号・室番号： _____

4. 入居年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

5. 損傷又は汚損の申出箇所

損傷又は汚損の箇所	損傷又は汚損の状況	判定

※管理人措置欄

（判定欄は広島大学か否かを記入）

（広島大学への本書回付日 平成 年 月 日）

（申出者への本書写し手交日 平成 年 月 日）